(様式2)

計画作成年度	令和6年度	
計画主体	静岡県富士宮市	

富士宮市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 富士宮市産業振興部農業政策課所 在 地 〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150番地電 話 番 号 0544-22-1153 F A X 番 号 0544-22-1207

メールアドレス nosei@city.fujinomiya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、
	アライグマ、カラス、カワウ
計画期間	令和7年度~令和9年度
対象地域	富士宮市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和5年度)

自戦の孫叛	被害の現状			
鳥獣の種類	品目	金額(千円)	面積等(a)	
	稲	2	1	
	豆類	30	2	
ニホンジカ	果樹	1	1	
	飼料作物	4, 400	14, 780	
	野菜	60	2	
	いも類	60	5	
	稲	258	39	
イノシシ	豆類	100	5	
	いも類	60	5	
11- n	果樹	40	3	
サル	野菜	100	3	
	豆類	450	30	
ハクビシン	野菜	100	2	
	野菜	150	20	
アライグマ	野菜	_	_	
カラス	豆類	60	2	
カワウ	養殖魚	_	_	
合 計		5, 871	14, 900	

(2)被害の傾向

富士宮市における鳥獣被害は、林業については富士山麓の人工林及び天然林における樹木の剥皮や幼木の新芽の食害、農業については、中山間地域及び富士山麓の農地における牧草、水稲、野菜全般等の食害、踏み荒らし、水産業については、養殖魚の食害が挙げられる。特に富士山麓の牧草地の飼料作物への被害が大きく、被害金額の75%、被害面積の99%を占めている。

主な害獣種は、ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマ、カラス、カワウ等である。

① ニホンジカ

朝霧地区(麓、人穴)の牧草を中心に被害が発生している。近年は、富士山麓 天子山系の中山間地域の林地、農地全体にも被害が拡大している状況である。 森林被害としては、ヒノキ・モミ・落葉広葉樹の剥皮や幼木の新芽食害が多く 見られ、木材資源に大きな影響を与えるとともに植生への影響も懸念される。

また、富士山南西麓地域の飼料用作物への被害が特に多く、水稲への被害も増加しているほか、天子山系の麓にあたる稲子地区への水稲、野菜等に被害が拡大している。

被害地区:麓、根原、人穴、猪之頭、白糸、上井出、北山、山宮、村山、富士根、精進川、上稲子、下稲子

時期:通年

② イノシシ

市北西部の中山間地・芝川地域に被害が多く確認されている。北部地域では牧草、西部地域では水稲、野菜、果樹園等で発生が見られ、芝川地域では水稲、野菜、タケノコ等の食害のほか、ほ場の踏み荒らしによる被害が問題となっている

被害地区:根原、人穴、白糸、猪之頭、北山、山宮、上野、青木、安居山、芝 川地域(全域)

時期:通年

③ サル

西山地区、稲子地区及び内房地区で野菜全般のほか果樹等の食害が報告されている。

被害地区:稲子、内房

時期:通年

④ ハクビシン

農業者からの通報や目撃情報、実施隊の聞き取り情報に基づく現地調査では果菜類(スイカ)、トウモロコシ、大豆、落花生等の食害が確認されている。

被害地区:市内全域時期:5月~10月

⑤ アライグマ

市民からの目撃情報や相談が年間を通してあり、住居への侵入などの生活被害や農業被害(野菜)が発生している。

被害地区:市内全域

時期:通年

⑥ カラス

農業者からの通報や相談が年間を通してあり、果菜類(スイカ)、トウモロコシ、落花生等への被害が発生している。

被害地区:市内全域

時期:通年

⑦ カワウ

養魚場でニジマスの被害が発生している。養魚場は飼養管理上、網で全体を囲 う等の措置ができず、被害対策が困難である。 被害地区:猪之頭

時期:通年

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和9年度)
被害面積 (a)		
対象鳥獣		
ニホンジカ、イノシシ、サ	14, 900a	13, 410a
ル、ハクビシン、アライグ		
マ、カラス、カワウ		
被害金額 (千円)		
対象鳥獣		
ニホンジカ、イノシシ、サ	5,871千円	5,284千円
ル、ハクビシン、アライグ		
マ、カラス、カワウ		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

(+) WE	K講してさた	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	・被害報告、相談があった場合に	・銃猟免許取得者が少ない上、高
関する取	は、調査を行い、農協等を捕獲許	齢化が著しい。新規加入の低下も
組	可申請者とした広域的な捕獲を	相まって、猟友会の減員に伴い、
	実施している。	活動に従事する会員の一人当たり
		の負担が増加している。
	・鳥獣被害対策実施隊を設置し、	
	被害防止目的の捕獲を実施して	・搬入頭数の安定化が課題となっ
	いる。	ている。
	実施隊員には捕獲実績により	
	報酬を支払い、捕獲を促進してい	
	る。	
	ニホンジカ、イノシシ @5千円/頭	
	・民間事業体により平成29年度に	
	1か所、平成30年度に1か所、令	
	和6年度に1か所、計3か所のジビ	
	エ処理加工施設が市内に整備さ	
	れた。	

防護柵の	・有害鳥獣被害防止対策設備設置	・電気柵等の設備導入において、
設置等に	事業補助金(市単独補助事業):	牧草地の場合は対象面積が広くな
関する取	電気柵や防護ネット等の設備の	るため、初期投資が高価である。
組	購入に対する補助を実施してい	
	る。(令和5年度実績74件)	
生息環境	・農業委員会総会において、講習	
管理その	会を開催し、農業委員へ野生鳥獣	_
他の取組	被害防止対策を指導している。	
	・要望のある地域では講習会を開	
	催し、効果的な侵入防止柵の設置	
	や追払いを指導している。	

(5) 今後の取組方針

市では実施隊を中心に被害防止目的の捕獲のほか、鳥獣被害防止総合対策事業を活用した生息状況の調査や侵入防止柵の設置を推進する。併せて侵入防止柵の効果的な設置及び適切な使用方法その他の被害防止対策研修を行い、それらの効果の実証を行う。

また、鳥獣被害対策の専従職員を雇用し、被害地域の見回り調査、設置施設の維持管理、市民からの鳥獣被害防止対策に関する相談、対応等を行う。

そのほか、下記のとおり被害対策に関する普及啓発、技術支援を進めながら 獣種ごとに捕獲対策事業を実施するとともに、平成25年度に創設した市民等 が設置する侵入防止柵等の資材費の補助制度を継続するなど、官民一体的に取 り組む。

- ① 地域における技術指導者の育成や研修会等による地域住民等に対する知識の普及(ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマ、カラス、カワウ)
 - ・鳥獣の餌となる生ごみや農作物の収穫残さ等の適切な処理
 - ・電気柵等の侵入防止柵の適切な維持管理及び適正使用(ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマ)
 - ・鳥獣保護管理法改正に伴う小型箱わなの適正使用の周知及び指導啓発(ハクビシン・アライグマ)
 - ・防鳥網、防鳥糸(テグス等)の設置の普及(カラス・カワウ)
- ② 森林(人工林)における対策(ニホンジカ)
 - ・荒廃森林等(人工林)における間伐の推進
 - ・皆伐後の再造林地における侵入防護柵設置の推奨と管理の啓発
- ③ 市単独補助事業等を活用した侵入防止柵の利用促進(ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマ)
- ④ 狩猟者の減少に対応した新たな捕獲の担い手の確保と育成(ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマ、カラス、カワウ)
- ⑤ 周辺市町(4市1町ネットワーク会議)との被害防止目的の捕獲における 合同実施体制の確立及び各実施隊活動の連携(ニホンジカ、イノシシ、サル、 カラス)
- ⑥ 効果的な捕獲手法の検討
- ・改良型のくくりわな(静岡型、首絞め型等)や ICT 管理型の囲いわな、農業者が使用する小型箱わな等の活用と導入の検討(ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマ)
- ・餌場となり得る養魚場でのテグス等による被害防止対策の実施及び偽卵等を 用いた個体数増加抑制手法の検討(カワウ)
- ⑦ 追い払い対策の強化
 - ・鳥獣被害対策実施隊の指導により、被害地区の住民主体の防護や追払い対策を強化する(サル)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

被害防止目的の捕獲許可に基づき、従事者として富士宮市鳥獣被害対策実施隊(ニホンジカ、イノシシを対象)及び各猟友会による捕獲(ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、アライグマ、カラス、カワウを対象)の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

(2) $+0$	(2)その他捕獲に関する取組					
年度	対象鳥獣	取組内容				
令和7年	ニホンジ	①ニホンジカ				
	カ	・実施隊等による被害防止目的の捕獲(銃、わな)の				
	イノシシ	実施				
	サル	・ 狩猟免許 (銃、わな免許) 取得の推進				
	ハクビシ	・ ジビエ処理加工施設を活用したジビエ利用の推進				
	ン	・ 県が実施する管理捕獲との連携				
	アライグ	②イノシシ				
	マ	・実施隊等による被害防止目的の捕獲(銃、わな)の				
	カラス	実施				
	カワウ	・ 狩猟 (銃猟・わな猟) 取得の推進				
		・ ジビエ処理加工施設を活用したジビエ利用の推進				
		③サル				
		・被害防止目的の捕獲(銃、わな)の実施				
		・狩猟免許(銃猟・わな猟)取得の推進				
		④ ハクビシン				
		・被害防止目的の捕獲(わな)の実施				
		・狩猟免許(わな猟)取得の推進				
		⑤アライグマ				
		・被害防止目的の捕獲(わな)の実施				
		・狩猟免許(わな猟)取得の推進				
		⑥カラス、カワウ				
		・被害防止目的の捕獲(銃)の実施				
		・狩猟免許(銃猟)取得の推進				
令和8年	ニホンジ	①ニホンジカ				
	カ	・実施隊等による被害防止目的の捕獲(銃、わな)の				
	イノシシ	実施				
	サル	・ 狩猟免許(銃、わな免許)取得の推進				
	ハクビシ	・ ジビエ処理加工施設を活用したジビエ利用の推進				
	ン	・ 県が実施する管理捕獲との連携				
	アライグ	②イノシシ				
	マ	・実施隊等による被害防止目的の捕獲(銃、わな)の				

カラス	実施		
カワウ	・ 狩猟 (銃猟・わな猟) 取得の推進		
	・ ジビエ処理加工施設を活用したジビエ利用の推進		
	③サル		
	・被害防止目的の捕獲(銃、わな)の実施		
	・狩猟免許(銃猟・わな猟)取得の推進		
	④ハクビシン		
	・被害防止目的の捕獲(わな)の実施		
	・狩猟免許(わな猟)取得の推進		
	⑤アライグマ		
	・被害防止目的の捕獲(わな)の実施		
	・狩猟免許(わな猟)取得の推進		
	⑥カラス、カワウ		
	・被害防止目的の捕獲(銃)の実施		
	・狩猟免許(銃猟)取得の推進		
令和9年 ニホンシ	[*] ①ニホンジカ		
力	・実施隊等による被害防止目的の捕獲(銃、わな)の		
イノシシ	実施		
サル	・ 狩猟免許 (銃、わな免許) 取得の推進		
ハクビシ	・ ジビエ処理加工施設を活用したジビエ利用の推進		
ン	・ 県が実施する管理捕獲との連携		
アライク	* ②イノシシ		
マ	・実施隊等による被害防止目的の捕獲(銃、わな)の		
カラス	実施		
カワウ	・ 狩猟 (銃猟・わな猟) 取得の推進		
	・ ジビエ処理加工施設を活用したジビエ利用の推進		
	③サル		
	・被害防止目的の捕獲(銃、わな)の実施		
	・狩猟免許(銃猟・わな猟)取得の推進		
	④ハクビシン		
	・被害防止目的の捕獲(わな)の実施		
	・狩猟免許(わな猟)取得の推進		
	⑤アライグマ		
	・被害防止目的の捕獲(わな)の実施		
	・狩猟免許(わな猟)取得の推進		
	⑥カラス、カワウ ***		
	・被害防止目的の捕獲(銃)の実施		
	・狩猟免許(銃猟)取得の推進		

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

静岡県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 富士宮市における鳥獣被害はピーク時に比べ減少の傾向にあり、ニホンジカの生息密度についても、捕獲頭数の増加によりやや低下の傾向がみられる。

しかしながら、市北部の酪農地域での飼料作物への被害が依然として深刻であり、今後も効率的な捕獲を進める必要がある。

(緊急捕獲事業実績)

(単位:頭、羽)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンジカ	798	624	618	529	551
イノシシ	215	202	107	87	98
サル	6	10	8	6	8
カラス	46	8	12	17	6
ハクビシン	0	0	0	0	0
アライグマ	0	0	0	0	0
カワウ	-	-	-	-	-

富士宮市鳥獣被害対策実施隊の設置により捕獲に重点を置いた機動的な活動を行っている。被害の発生状況に合わせ、市内2猟友会に被害防止目的の捕獲を依頼しており、今後は更に実施隊活動を強化し、積極的な捕獲を進めていく。

また、箱わな、くくりわな等の捕獲器を計画的に導入し、わな猟の有資格者(猟友会等)へ貸し出し、有害鳥獣の捕獲を推進する。

平成 29 年 4 月の鳥獣保護管理法改正により小型箱わな等を用いた中型獣類の捕獲要件が緩和(免許不要範囲拡大)されたため、ハクビシンやアライグマなどについては、農林業者による主体的な捕獲を促進する。

捕獲機材については、改良・改善に伴った機材を試験導入し、効果の認められたものについて、積極的に普及を図る。新技術の実証や ICT の活用についても検討していく。その他、近隣市町と情報交換等連携しながら、広域の捕獲対策を実施していく。

① ニホンジカ

富士山麓国有林、民有林の樹木被害を始め、隣接する天子ヶ岳山麓において 樹木、牧草、野菜等の食害が発生していることから、実施隊によるくくりわな の設置を重点的に行うことにより、年間 600 頭の捕獲を目標とする。

② イノシシ

芝川地域において農作物被害の発生が増加傾向にある。他地域においても被害が拡大していることから、実施隊を中心とした捕獲を強化することで、年間120頭の捕獲を目標とする。

③サル

稲子、内房、西山地区を中心に被害が集中している。

これまで銃による捕獲が行われてきたが、サルの学習効果による銃所持者への忌避行動や、出没が人家周辺であることから、銃による捕獲対策が難しくなっている。箱わなによる捕獲を進める。

③ ハクビシン

被害の状況、捕獲体制等から、年間 10 頭の捕獲を目標とする。また、小型 箱わなを用いた、農業者による主体的な捕獲活動を促進する。

④ アライグマ

目撃情報が増加しているため、小型箱わなを使い、農業者による主体的な捕獲活動を促進する。出没状況、捕獲体制等から、年間 10 頭の捕獲を目標とする。

⑤ カラス

市街地から市北部の酪農地帯まで、広範囲に渡り出没しているため、一律の 捕獲対策を講じるには難しい面がある。捕獲わなの導入や銃の使用など、積極 的かつ継続的な捕獲を行っていく。年間 100 羽の捕獲を目標とする。

(7)カワウ

カワウについては、行動範囲も広く、被害実態の把握は困難だが、養魚場(マス、ヤマメ、アマゴ、イワナ)における被害報告があり、被害防止対策を進めていく。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
刈多局訊	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
ニホンジカ	600頭	600頭	600頭	
イノシシ	120頭	120頭	120頭	
サル	20頭	20頭	20頭	
カラス	100羽	100羽	100羽	
ハクビシン	10頭	10頭	10頭	
アライグマ	10頭	10頭	10頭	
カワウ	_		_	

捕獲等の取組内容

以下により、必要に応じて被害防止目的の捕獲を行う。

いずれも対象区域は、富士宮市内全域である。

・ニホンジカ、イノシシ: 銃、くくりわな、囲いわな、箱わな

・サル:銃、囲いわな、箱わな

・カラス:銃、箱わな

・ハクビシン、アライグマ:箱わな

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣	
市内全域	カワウ以外の鳥獣については既に許可権限委譲済みである。	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
ニホンジカ	侵入防止柵資材購	侵入防止柵資材購	侵入防止柵資材購	
イノシシ	入費に対する市単	入費に対する市単	入費に対する市単	
サル	独補助事業により、	独補助事業により、	独補助事業により、	
ハクビシン	整備を推進する。	整備を推進する。	整備を推進する。	
アライグマ				

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンジカ	地域で要望があれ	地域で要望があれ	地域で要望があれ
イノシシ	ば、講習会を開催	ば、講習会を開催	ば、講習会を開催
サル	し、効果的な侵入	し、効果的な侵入	し、効果的な侵入
ハクビシン	防止柵の設置や追	防止柵の設置や追	防止柵の設置や追
アライグマ	払いを指導する。	払いを指導する。	払いを指導する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
		① 地域における技術指導者の育成や研修会等による
	ニホンジ	地域住民等に対する知識の普及を推進する。
	カ	ア 鳥獣の餌となる生ごみや農作物の収穫残さ等の
	イノシシ	適正な処理
	サル	イ 電気柵等の適正管理(草刈り等)、安全対策
令和7年度	ハクビシ	ウ 防鳥網、防鳥糸設置の検討
7747 千皮	ン	エ 小型箱わなの設置方法、申請手続き
	アライグ	オ 箱わな等の効果的設置方法
	マ	② 現状把握や被害対策のための生息数調査、個体調
	カラス	査を実施する。
	カワウ	③ 生息環境の整備や保全に資するため、地域の特性
		に応じた森林整備の推進、広葉樹林の育成を図る。

	育成や研修会等による
ニホンジ 地域住民等に対する知識の普	及を推進する。
カ ア 鳥獣の餌となる生ごみや	農作物の収穫残さ等の
イノシシ 適正な処理	
サル イ 電気柵等の適正管理(草)	川り等)、安全対策
カート カー	討
エ 小型箱わなの設置方法、	申請手続き
アライグ オ 箱わな等の効果的設置方	法
マ・・・② 現状把握や被害対策のため	の生息数調査、個体調
カラス 査を実施する。	
カワウ ③ 生息環境の整備や保全に資	するため、地域の特性
に応じた森林整備の推進、広	葉樹林の育成を図る。
① 地域における技術指導者の	育成や研修会等による
ニホンジ 地域住民等に対する知識の普	及を推進する。
カ ア 鳥獣の餌となる生ごみや	農作物の収穫残さ等の
イノシシ 適正な処理	
サル イ 電気柵等の適正管理(草)	川り等)、安全対策
へ和の左座 ハクビシ ウ 防鳥網、防鳥糸設置の検	討
令和9年度 ン	申請手続き
アライグ オ 箱わな等の効果的設置方	法
マ・・・② 現状把握や被害対策のため	の生息数調査、個体調
カラス 査を実施する。	
カワウ ③ 生息環境の整備や保全に資	するため、地域の特性
に応じた森林整備の推進、広	葉樹林の育成を図る。

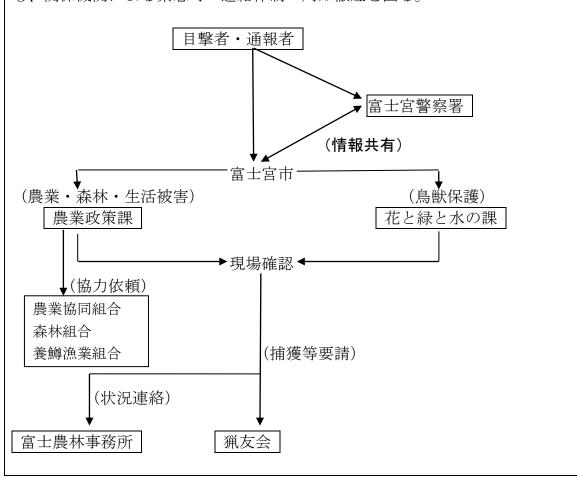
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富士宮警察署	出没等の情報の提供・対応状況の共有
富士宮農業協同組合	農業者への注意喚起
富士森林組合	民有林管理者への注意喚起
富士宮猟友会、西富士山麓猟友会	対象鳥獣の捕獲等
静岡県富士農林事務所	対応状況の共有

(2) 緊急時の連絡体制

近年、人の身体や財産に危害を与える恐れのある野生鳥獣が市街地周辺に出没し、市民生活に不安を与える事例が発生している。被害を未然に防ぐためにも、関係機関による緊急時の連絡体制の周知徹底を図る。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うほか、地域資源として 有効活用を図るため、市内3か所のジビエ処理加工施設への搬入を推進する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	自家消費のほか、以下のような活用を行う ・都内や付近のレストランへの販売 ・キャンプ場の利用客への提供 ・市内の食肉店での販売
	・ふるさと納税返礼品への活用
ペットフード	食肉として販売可能な部位以外は、ペット用ジャ

	ーキーなどの利用を推進する。
皮革	皮革製品として販売を促進する。
その他	
(油脂、骨製品、角製品、	_
動物園等でのと体給餌、学	
術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

従来、埋設処分していたニホンジカ等を食肉に処理加工することにより、新たな地域資源としての活用を図る。

加工に当たっては国及び県の野生動物肉利用に関するガイドラインを遵守する。

富士山麓ジビエ 運営主体:株式会社ホールアース 年間処理計画頭数150頭朝霧高原ジビエ 運営主体:株式会社ふもとっぱら 年間処理計画頭数180頭フジヤマハンターズジビエ 運営主体:株式会社FARMENT

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市役所「食のまち推進室」と連携し、加工した食肉の出口戦略を図るとともに、他の農畜産物と掛け合わせた新商品の開発等を支援する。また、イベントを通じた人材育成や交流の機会を創出する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称		富士宮市鳥獸被害防止対策協議会	
構成機関の名称		役割	
	農業政策課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び	
富士宮市		有害鳥獣捕獲に関する事務を行う。	
	花と緑と水の課	鳥獣保護に関する事務を行う。	
静岡森林管理署		国有林被害に関する情報収集を行う。	
静岡県富士農林事	事務所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。	
静岡県農林技術研	开究所	被害対策に対する助言等を行う。	
富士宮農業協同網		農業被害及び対策に関する情報収集及び提供を行	
日 工 呂 辰 未 励 凹 和 	开口	う。	
富士開拓農業協同組合		酪農に係る農業被害及び対策に関する情報収集及び	
		提供を行う。	
富士森林組合		 民有林の被害防止対策を行う。	
		Maria	
富士養鱒漁業協同組合		養鱒業の被害防止対策を行う。	
富士宮猟友会		有害鳥獣関連情報の提供と被害防止目的の	
		捕獲を行う。	
		有害鳥獣関連情報の提供と被害防止目的の捕	

	獲を行う。
株式会社ホールアース	ニホンジカ等の有効活用をとして、ジビエ処理加工施設の運営を行う。
株式会社ふもとっぱら	ニホンジカ等の有効活用として、ジビエ処理加工 施設の運営を行う。
株式会社FARMENT	ニホンジカ等の有効活用をとして、ジビエ処理加 工施設の運営を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	該当なし

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年に鳥獣被害対策実施隊制度を導入し、毎年4月に更改している。 実施隊は、市内2猟友会からの推薦された各5名、計10名で構成する。 活動内容は、被害防止目的の捕獲、地域住民に対する有害鳥獣の防除対策の 啓発・助言指導等、鳥獣被害防止対策の施策に関わることを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ① 被害状況や効果的な被害防止方法等の情報交換など、県市町域を超えた周辺地域との連携を促進する。
- ② 国有林内に生息する個体の捕獲の推進等を森林管理署に求める。
- ③ 有害鳥獣被害防止設備設置事業補助制度を活用し、野生鳥獣からの被害防 除対策に取り組む。
- ④ 専従職員(嘱託員)による市民からの野生鳥獣に対する相談対応及び市補助事業の紹介、被害地域の現場確認、生態調査・設置施設の維持管理等を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ①人工林、雑木林、竹林等の適正管理の推進
- ②耕作放棄地の草刈り等、集落環境の改善に地域で取り組む。
- ③市及びJA等の広報を利用して電気柵や小型箱わな等の適正使用を啓発して 安全対策に取り組む。
- ④捕獲従事者に対して、無線の適正使用に関する注意喚起を行う。
- ⑤被害防止対策の実施にあたっては、県と連携で実施した「鳥獣被害集落アンケート調査」の結果を、対策を実施する地区、対象獣種の参考とする。